

令和7年2月

郡山地方広域消防組合議会定例会議案

(2月4日提出)

目 次

議案第 1 号	令和 6 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	3
議案第 2 号	郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	26
議案第 3 号	郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第 4 号	令和 7 年度郡山地方広域消防組合一般会計予算	74
議案第 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	116
議案第 6 号	郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	120
議案第 7 号	郡山地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	124

令和6年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）

令和6年度郡山地方広域消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,365,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		22,551	△577	21,974
	1 国庫補助金	22,551	△577	21,974
5 財産収入		572	212	784
	1 財産運用収入	571	212	783
6 繰入金		157,550	120,107	277,657
	1 基金繰入金	157,550	120,107	277,657
9 組合債		606,900	△100	606,800
	1 組合債	606,900	△100	606,800
歳 入	合 計	5,245,690	119,642	5,365,332

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		1,771	△838	933
	1 議会費	1,771	△838	933
2 総務費		236,217	290	236,507
	1 総務管理費	236,210	290	236,500
3 消防費		4,792,631	120,190	4,912,821
	1 消防費	4,792,631	120,190	4,912,821
歳 出	合 計	5,245,690	119,642	5,365,332

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 Z E B 化改修業務	千円 638,800	6	千円 324,400	千円 632,553	6	千円 324,400
				7	314,400		7	308,153
		消防指令センター（消防救急デジタル無線）部分更新事業	1,416,782	6	219,395	1,334,410	6	218,889
				7	1,197,387		7	1,115,521

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	千円 9,570
仮眠用寝具賃借料	令和6年度から 令和7年度まで	4,950
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	2,200
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	1,760
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム 保守管理業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	54,512
Live119システム使用料	令和6年度から 令和11年度まで	660
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	130
Net119緊急通報システム使用料	令和6年度から 令和11年度まで	8,580
消防クラウドHUBシステム使用料	令和6年度から 令和7年度まで	1,218

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 606,900		%		千円 606,800		%	
合 計	606,900				606,800			

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	4,354,068	0	4,354,068
2 使用料及び手数料	5,249	0	5,249
3 国庫支出金	22,551	△577	21,974
4 県支出金	966	0	966
5 財産収入	572	212	784
6 繰入金	157,550	120,107	277,657
7 繰越金	91,986	0	91,986
8 諸収入	5,848	0	5,848
9 組合債	606,900	△100	606,800
歳入合計	5,245,690	119,642	5,365,332

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	組合債	その他	
1 議会費	1,771	△838	933				△838
2 総務費	236,217	290	236,507			290	
3 消防費	4,792,631	120,190	4,912,821	△7,425	1,800	48,444	77,371
4 公債費	197,071	0	197,071			1,105	△1,105
5 予備費	18,000	0	18,000				
歳出合計	5,245,690	119,642	5,365,332	△7,425	1,800	49,839	75,428

2 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費国庫補助金	22,551	△ 577	21,974	1 消防費国庫補助金	△ 577	原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 △ 577
計	22,551	△ 577	21,974			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	506	△ 78	428	1 土地建物貸付収入	△ 78	建物貸付収入 △ 78
2 利子及び配当金	65	290	355	1 利子及び配当金	290	財政調整基金利子 131 退職手当基金利子 159
計	571	212	783			

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職手当基金繰入金	157,550	46,449	203,999	1 退職手当基金繰入金	46,449	退職手当基金繰入金 46,449

3款 国庫支出金

5款 財産収入

6款 繰入金

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 財政調整基金繰入金	0	73,658	73,658	1 財政調整基金繰入金	73,658	財政調整基金繰入金 73,658
計	157,550	120,107	277,657			

(款) 9 組合債

(項) 1 組合債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防債	606,900	△ 100	606,800	1 消防債	△ 100	消防施設整備事業債 △ 100
計	606,900	△ 100	606,800			

6款 繰入金

9款 組合債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 議会費	1,771	△838	933	一般財源	△838	8 旅費	△838 ◎議員費	△838
計	1,771	△838	933	一般財源	△838			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 基金費	236,210	290	236,500	特定財源	290	24 積立金	290 ◎財政調整基金費	131
				その他	290		◎退職手当基金費	159
	特定財源の内訳							
				(他) 財政調整基金利子	131			
				(他) 退職手当基金利子	159			
計	236,210	290	236,500	特定財源	290			
				その他	290			

1款 議会費

2款 総務費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明						
					区分	金額							
1 常備消防費	4,236,020	123,812	4,359,832	特定財源	45,417	1 報酬	453	◎職員給与費	130,166				
				国・県	△2,627	2 給料	60,606	◎職員研修費	△825				
				組合債	△400	3 職員手当等	85,063	◎職員福利厚生費	△2,194				
				その他	48,444	4 共済費	△15,956	◎職員管理費	△167				
				一般財源	78,395	8 旅費	△666	◎一般管理費	△120				
						10 需用費	△375	◎署所運営管理費	△1,272				
						11 役務費	△734	◎警防活動管理費	△679				
						12 委託料	△3,804	◎救急活動管理費	△342				
						13 使用料及び 賃借料	△67	◎救助活動管理費	△201				
						17 備品購入費	△488	◎通信指令活動管理費	△554				
						18 負担金補助 及び交付金	△220	◎消防指令センター（ 消防救急デジタル無線 ）更新事業費	0				
				特定財源の内訳									
				(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金				△2,050					
				(国) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金				△577					
(組合債) 消防施設整備事業債				△400									
(他) 建物貸付収入				△78									
(他) 退職手当基金繰入金				48,522									
2 消防施設費	556,611	△3,622	552,989	特定財源	△2,598	14 工事請負費	△3,622	◎消防庁舎維持補修費	△2,016				
				国・県	△4,798			◎消防庁舎改修費	△1,606				
				組合債	2,200			◎消防車両整備事業費	0				
				一般財源	△1,024								
特定財源の内訳													
(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金				△4,798									
(組合債) 消防施設整備事業債				2,200									

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,792,631	120,190	4,912,821	特定財源 42,819 国・県 △7,425 組合債 1,800 その他 48,444 一般財源 77,371			

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	193,401	0	193,401	特定財源 1,105 その他 1,105 一般財源 △1,105			◎本年度償還元金 0
	特定財源の内訳 (他) 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金			1,105			
計	197,071	0	197,071	特定財源 1,105 その他 1,105 一般財源 △1,105			

3款 消防費

4款 公債費

給 与 費 明 細 書

一般職
(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) [2] 409	3,802	1,618,300	1,381,657	3,003,759	571,139	3,574,898	
補正前	(5) [2] 409	3,349	1,557,694	1,296,594	2,857,637	587,095	3,444,732	
比 較	(0) [0] 0	453	60,606	85,063	146,122	△ 15,956	130,166	

() 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	68,784	49,303	31,608	30,000	149,676	126,000	16,800
	補 正 前	68,784	49,303	31,608	30,000	149,676	126,000	16,800
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後	0	75	363,146	292,191	9,940	39,532	0
	補 正 前	0	75	345,784	270,939	9,940	39,532	0
	比 較	0	0	17,362	21,252	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)					
	補 正 後	603	203,999					
	補 正 前	603	157,550					
	比 較	0	46,449					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	60,606	給与改定に伴う増減分	66,334		給与改定の状況 給料の単純引上率 4.26% 給与改定実施時期 令和6年4月
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 5,728		
職員手当	85,063	制度改正に伴う増減分	38,614	期末手当 17,362 勤勉手当 21,252	
		その他の増減分	46,449	退職手当 46,449	

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率			
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源								一般財源		
						国県支出金	組 合 債								そ の 他	
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎ZEB化改修業務	6	補正前 の 額	324,400		289,200		35,200		324,400	324,400				
				補正額	0		△ 100		100		0	0				
				補正後 の 額	324,400		289,100		35,300		324,400	324,400		51.3		
			7	補正前 の 額	314,400		280,200		34,200				314,400			
				補正額	△ 6,247		△ 5,600		△ 647				△ 6,247			
				補正後 の 額	308,153		274,600		33,553				308,153		48.7	
			計	補正前 の 額	638,800		569,400		69,400			324,400	324,400	638,800		
				補正額	△ 6,247		△ 5,700		△ 547					△ 6,247		
				補正後 の 額	632,553		563,700		68,853			324,400	324,400	632,553		100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源	
					特 定 財 源										
					国県支出金	組 合 債	そ の 他								
3 消防費	1 消防費	消防指令センター(消防救急デジタル無線)部分更新事業	6	補正前 の額	219,395		164,500		54,895		219,395	219,395			
				補正額	△ 506		△ 400		△ 106		△ 506	△ 506			
				補正後 の額	218,889		164,100		54,789		218,889	218,889		16.4	
			7	補正前 の額	1,197,387		1,197,300		87				1,197,387		
				補正額	△ 81,866		△ 81,800		△ 66				△ 81,866		
				補正後 の額	1,115,521		1,115,500		21				1,115,521		83.6
			計	補正前 の額	1,416,782		1,361,800		54,982			219,395	219,395	1,197,387	
				補正額	△ 82,372		△ 82,200		△ 172			△ 506	△ 506	△ 81,866	
				補正後 の額	1,334,410		1,279,600		54,810			218,889	218,889	1,115,521	100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	9,570			令和6年度 令和7年度	9,570				9,570
仮眠用寝具賃借料	4,950			令和6年度 令和7年度	4,950				4,950
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,200			令和6年度 令和7年度	2,200				2,200
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	1,760			令和6年度 令和7年度	1,760				1,760
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	54,512			令和6年度 令和7年度	54,512				54,512
Live119システム使用料	660			令和6年度 令和11年度	660				660
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	130			令和6年度 令和7年度	130				130
Net119緊急通報システム使用料	8,580			令和6年度 令和11年度	8,580				8,580
消防クラウドHUBシステム使用料	1,218			令和6年度 令和7年度	1,218				1,218

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度中 元金償還見込額	当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額			補正前の額	補正後の額
1 普通債	1,359,031	1,197,612	補正前の額	606,900	193,401	補正前の額	1,611,111
			補正額	△ 100		補正額	△ 100
			補正後の額	606,800		補正後の額	1,611,011
(1) 消防	1,359,031	1,197,612	補正前の額	606,900	193,401	補正前の額	1,611,111
			補正額	△ 100		補正額	△ 100
			補正後の額	606,800		補正後の額	1,611,011
合 計	1,359,031	1,197,612	補正前の額	606,900	193,401	補正前の額	1,611,111
			補正額	△ 100		補正額	△ 100
			補正後の額	606,800		補正後の額	1,611,011

(予 算 資 料)

1 令和6年度一般会計補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計	5,245,690	119,642	5,365,332
合 計	5,245,690	119,642	5,365,332

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬			453			453	3,472	3,925
2 給料			60,606			60,606	1,557,694	1,618,300
3 職員手当等			85,063			85,063	1,355,019	1,440,082
4 共済費			△ 15,956			△ 15,956	587,095	571,139
7 報償費						0	988	988
8 旅費	△ 838		△ 666			△ 1,504	12,833	11,329
9 交際費						0	150	150
10 需用費			△ 375			△ 375	222,239	221,864
11 役務費			△ 734			△ 734	43,962	43,228
12 委託料			△ 3,804			△ 3,804	368,435	364,631
13 使用料及び賃借料			△ 67			△ 67	59,806	59,739
14 工事請負費			△ 3,622			△ 3,622	331,930	328,308
17 備品購入費			△ 488			△ 488	233,976	233,488
18 負担金補助及び交付金			△ 220			△ 220	14,789	14,569
22 償還金利子及び割引料						0	197,071	197,071
24 積立金		290				290	236,210	236,500
26 公課費						0	2,021	2,021
予備費						0	18,000	18,000
歳出合計	△ 838	290	120,190	0	0	119,642	5,245,690	5,365,332

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質別名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費			130,166			130,166	3,446,652	3,576,818
うち職員給			99,220			99,220	2,698,811	2,798,031
2 扶助費						0	58,425	58,425
3 公債費						0	197,071	197,071
4 物件費	△ 838		△ 5,646			△ 6,484	687,411	680,927
5 維持補修費			△ 2,016			△ 2,016	17,911	15,895
6 補助費等			△ 220			△ 220	18,892	18,672
7 積立金		290				290	236,210	236,500
8 普通建設事業費			△ 2,094			△ 2,094	565,118	563,024
(1) 補助事業費			△ 488			△ 488	60,095	59,607
(2) 単独事業費			△ 1,606			△ 1,606	505,023	503,417
9 予備費						0	18,000	18,000
歳出合計	△ 838	290	120,190	0	0	119,642	5,245,690	5,365,332

郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
 管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例(昭和48年郡山地方広域消防組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,600円</u>(執行が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で管理者が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては8,400円)を超えない範囲内において管理者が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条 <u>削除</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の<u>122.5</u>、12月に支給する場合には100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,500円</u>(執行が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で管理者が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては<u>8,250円</u>)を超えない範囲内において管理者が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>超過勤務手当等の額の特例</u>)</p> <p>第24条 <u>職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける勤務をした場合において、当該勤務が第17条から第19条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与額に管理者が規則で定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗</p>

において「特定幹部職員」という。) にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の110(特定幹部職員にあつては、100分の130)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(寒冷地手当)

第27条 (略)

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円	11,400円	8,200円

3 (略)

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

3 (略)

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	186,700	234,000	265,400	292,200	315,400	342,200	382,000	425,800
務職員以外	2	187,800	235,500	266,400	294,100	317,200	344,200	384,700	428,300
の職員	3	189,000	237,000	267,500	295,600	319,000	346,000	387,200	430,800
	4	190,100	238,400	268,600	297,000	320,700	347,900	389,500	433,400
	5	191,300	239,900	269,700	298,600	322,200	349,600	391,600	435,300
	6	193,100	241,400	270,700	300,300	323,800	351,400	394,000	437,400
	7	194,700	242,900	271,700	301,900	325,300	353,100	396,300	439,700
	8	196,300	244,400	272,800	303,100	326,700	354,800	398,400	441,900
	9	198,000	245,800	273,900	304,300	328,200	356,600	400,300	443,800
	10	200,100	247,200	274,900	305,800	330,000	358,300	402,700	445,900
	11	201,700	248,600	275,900	307,500	331,900	360,000	405,000	448,000
	12	203,300	250,000	276,900	309,000	333,600	361,600	407,000	449,900
	13	204,800	251,200	277,900	310,400	335,300	363,300	409,200	451,900
	14	206,400	252,400	279,100	311,700	337,000	365,000	411,500	453,800

15	207,900	253,600	280,100	313,000	338,700	366,700	413,800	455,700
16	209,500	254,800	281,400	314,200	340,500	368,500	416,200	457,600
17	210,900	255,800	282,400	315,500	342,300	370,300	418,100	459,500
18	212,600	256,900	283,800	317,200	344,100	372,100	420,100	461,200
19	214,000	258,000	285,000	318,900	345,900	373,800	422,000	463,000
20	215,800	259,100	286,200	320,600	347,600	375,500	423,900	464,700
21	217,500	260,200	287,400	322,100	349,300	376,800	425,700	466,400
22	219,100	261,200	288,800	323,700	350,900	378,500	427,500	467,900
23	220,900	262,300	290,200	325,400	352,600	380,000	429,400	469,400
24	222,800	263,200	291,500	327,000	354,100	381,600	431,200	470,900
25	224,600	264,400	292,500	328,600	355,700	383,500	433,100	472,300
26	226,200	265,600	293,600	330,300	357,500	385,500	434,600	473,600
27	227,800	266,700	295,100	332,000	359,200	387,400	436,000	474,900
28	229,100	267,700	296,500	333,800	360,900	389,300	437,500	476,000
29	230,300	268,500	298,000	335,400	362,100	391,000	439,100	477,100
30	230,800	269,400	299,000	337,200	363,600	392,800	440,400	478,000
31	232,000	270,400	300,100	338,900	365,100	394,500	441,700	478,600
32	233,200	271,300	301,400	340,500	366,600	396,300	442,900	479,300
33	234,400	272,200	302,900	342,100	368,400	397,800	444,000	480,000
34	235,600	273,200	304,200	344,000	370,200	399,200	445,300	480,700
35	236,800	274,100	305,300	345,900	371,900	400,600	446,700	481,300
36	237,600	274,900	306,400	347,500	373,800	402,000	448,000	482,000
37	238,500	275,500	307,700	348,700	375,300	403,600	449,200	482,500
38	239,500	276,100	309,100	350,400	376,600	404,800	450,000	483,100
39	240,500	276,800	310,400	352,100	377,800	406,100	450,800	483,700
40	241,400	277,500	311,700	353,800	379,200	407,200	451,600	484,400
41	242,600	278,300	313,200	355,700	380,300	408,100	452,200	485,000
42	243,700	279,200	314,600	357,500	381,300	409,300	452,800	485,400

43	244,600	280,100	316,100	359,400	382,300	410,400	453,400	485,700
44	245,400	280,800	317,500	361,100	383,400	411,500	454,100	486,200
45	246,100	281,400	318,800	362,700	384,400	412,300	454,800	486,700
46	246,700	282,200	320,300	364,200	385,200	413,000	455,600	
47	247,300	283,100	321,700	365,600	386,100	413,700	456,100	
48	248,100	283,800	322,800	367,000	386,900	414,300	456,800	
49	249,000	284,500	324,000	368,400	387,800	414,900	457,300	
50	249,500	285,400	325,300	369,300	388,600	415,500	457,700	
51	250,000	286,100	326,700	370,200	389,300	416,100	458,100	
52	250,500	286,900	328,100	371,200	390,100	416,700	458,500	
53	251,000	287,700	329,100	372,200	390,800	417,100	459,000	
54	251,500	288,400	330,300	373,300	391,500	417,300	459,400	
55	252,000	289,200	331,500	374,400	392,200	417,600	459,700	
56	252,400	289,800	332,800	375,300	392,900	417,900	460,000	
57	252,900	290,700	334,200	376,200	393,500	418,100	460,300	
58	253,400	291,400	335,300	376,900	394,000	418,500	460,700	
59	253,700	292,300	336,400	377,600	394,600	418,800	461,000	
60	254,000	292,700	337,600	378,200	395,300	419,000	461,200	
61	254,300	293,300	338,500	378,500	395,800	419,200	461,500	
62	254,600	294,000	339,300	379,100	396,300	419,400		
63	254,900	294,600	340,000	379,800	396,900	419,700		
64	255,200	295,500	340,800	380,500	397,400	420,000		
65	255,500	296,200	341,500	381,000	397,800	420,200		
66	255,800	296,700	341,900	381,700	398,500	420,500		
67	256,100	297,300	342,700	382,400	399,100	420,700		
68	256,400	297,700	343,400	382,900	399,600	421,000		
69	256,700	298,100	344,000	383,400	399,900	421,300		
70	257,000	298,600	344,700	383,900	400,400	421,600		

71	257,300	299,200	345,400	384,400	401,100	421,900
72	257,600	299,900	346,000	385,000	401,600	422,100
73	257,900	300,500	346,600	385,500	401,900	422,300
74	258,200	301,000	347,200	386,100	402,400	422,500
75	258,500	301,400	347,800	386,800	402,700	422,800
76	258,800	301,700	348,300	387,400	403,100	423,000
77	259,100	301,900	348,600	387,900	403,400	423,200
78	259,400	302,300	349,100	388,400	403,700	423,700
79	259,700	302,700	349,600	389,000	404,000	424,200
80	260,000	302,900	350,000	389,500	404,200	424,700
81	260,300	303,100	350,400	390,000	404,400	425,100
82	260,600	303,400	350,900	390,600	404,800	425,400
83	260,900	303,600	351,400	391,000	405,100	426,000
84	261,200	303,800	351,900	391,400	405,300	426,700
85	261,500	304,100	352,300	391,800	405,500	427,200
86	261,800	304,400	352,700	392,300	406,100	427,500
87	262,100	304,700	353,100	392,700	406,800	428,100
88	262,400	305,000	353,500	393,000	407,500	428,800
89	262,700	305,200	353,800	393,500	407,900	429,200
90	263,000	305,500	354,300	394,100	408,400	
91	263,300	305,800	354,700	394,600	408,800	
92	263,600	306,100	355,100	395,000	409,400	
93	263,900	306,300	355,300	395,200	409,900	
94		306,600	355,700	395,500	410,500	
95		307,000	356,000	395,900	411,200	
96		307,400	356,400	396,300	411,900	
97		307,600	356,700	396,600	412,400	
98		307,900	357,000	397,100	413,000	

99		308,200	357,300	397,500	413,700			
100		308,600	357,700	397,900	414,400			
101		308,800	358,100	398,200	414,900			
102		309,100	358,500					
103		309,500	358,900					
104		309,800	359,200					
105		310,000	359,700					
106		310,300	360,100					
107		310,700	360,500					
108		311,000	360,900					
109		311,200	361,300					
110		311,600	361,600					
111		312,000	362,000					
112		312,300	362,300					
113		312,500	362,800					
114		312,900						
115		313,100						
116		313,500						
117		313,700						
118		313,900						
119		314,200						
120		314,400						
121		314,700						
122		315,000						
123		315,300						
124		315,600						
125		315,900						
定年前再任	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

用短時間勤 務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100	405,600

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤 務職員以外 の職員	1	215,300	236,700	259,800	294,900	325,100	348,900	372,900
	2	217,700	238,900	261,800	296,100	327,100	350,700	374,700
	3	220,100	241,000	264,100	297,200	329,100	352,300	376,400
	4	222,500	243,200	266,300	298,300	331,100	354,200	378,200
	5	224,800	245,200	268,200	299,500	332,800	355,800	379,900
	6	227,000	247,300	269,500	300,500	334,300	357,100	381,600
	7	229,400	249,200	270,800	301,700	335,800	358,400	383,000
	8	231,600	251,000	272,100	302,700	337,200	359,700	384,600
	9	233,900	253,000	273,400	303,600	338,600	361,000	386,300
	10	236,000	254,800	274,700	304,400	340,100	362,700	387,900
	11	238,300	256,500	275,900	305,100	341,700	364,600	389,700
	12	240,300	258,100	277,200	306,100	343,400	366,300	391,200
	13	242,300	259,900	278,500	307,100	344,700	367,900	392,900
	14	244,300	261,700	279,700	307,800	346,300	369,600	394,600
	15	246,300	262,900	280,900	308,500	347,800	371,100	396,400
	16	247,900	264,400	282,400	309,100	349,300	372,900	398,300
	17	249,600	265,700	283,600	309,900	350,800	374,600	399,900
	18	251,300	267,000	285,000	310,700	352,400	376,300	401,600
	19	253,000	268,100	286,200	311,400	354,100	377,900	403,400
	20	254,500	269,300	287,300	312,200	355,700	379,600	405,100

21	256, 700	270, 600	288, 500	312, 700	357, 300	381, 400	406, 700
22	258, 300	271, 800	289, 300	313, 800	359, 000	383, 000	408, 100
23	259, 600	273, 000	290, 300	314, 800	360, 500	384, 700	409, 700
24	261, 300	274, 300	290, 900	315, 700	362, 200	386, 400	411, 400
25	262, 600	275, 300	291, 500	316, 500	363, 600	388, 000	413, 200
26	264, 300	276, 700	292, 400	318, 100	365, 200	389, 700	415, 100
27	265, 500	278, 000	293, 000	319, 600	367, 000	391, 400	417, 100
28	266, 700	279, 400	293, 500	321, 500	368, 700	393, 100	419, 000
29	267, 900	280, 600	294, 300	323, 000	370, 200	394, 700	421, 000
30	269, 200	281, 900	294, 800	324, 500	371, 800	396, 300	422, 600
31	270, 500	283, 100	295, 400	325, 900	373, 500	398, 000	424, 200
32	271, 800	284, 300	296, 000	327, 100	375, 100	399, 800	426, 000
33	273, 100	285, 500	296, 700	328, 100	376, 800	401, 600	427, 700
34	274, 600	286, 100	297, 200	329, 300	378, 600	403, 600	429, 200
35	275, 900	286, 900	297, 500	330, 500	380, 400	405, 600	430, 700
36	277, 300	287, 600	298, 100	331, 800	382, 000	407, 700	432, 200
37	278, 300	288, 300	298, 800	332, 700	383, 500	409, 400	433, 400
38	279, 600	289, 000	299, 600	334, 100	385, 100	410, 900	434, 900
39	281, 000	289, 700	300, 100	335, 300	386, 800	412, 300	436, 400
40	282, 100	290, 700	300, 600	336, 700	388, 500	413, 700	437, 900
41	282, 700	291, 700	301, 200	338, 000	390, 500	414, 700	439, 400
42	283, 600	292, 200	302, 300	339, 200	392, 500	416, 000	440, 700
43	284, 500	293, 000	303, 500	340, 400	394, 500	417, 000	441, 900
44	285, 400	294, 000	304, 400	341, 600	396, 600	418, 000	443, 200
45	286, 000	294, 600	305, 000	342, 800	398, 300	418, 800	444, 000
46	286, 600	295, 200	305, 900	344, 100	400, 100	420, 000	444, 800
47	287, 200	295, 700	306, 900	345, 200	401, 600	421, 200	445, 600
48	287, 800	296, 300	307, 800	346, 500	403, 200	422, 400	446, 300

49	288,300	296,900	308,400	347,700	404,600	423,500	447,000
50	288,900	297,800	309,400	349,000	405,300	424,300	447,500
51	289,500	298,300	310,700	350,400	406,300	425,100	447,900
52	290,100	298,800	312,000	351,600	407,500	425,800	448,200
53	290,600	299,300	312,700	352,800	408,600	426,200	448,400
54	291,200	300,200	313,900	354,300	409,700	426,900	448,800
55	291,800	301,100	314,900	355,600	410,900	427,600	449,100
56	292,500	301,800	316,200	356,900	412,100	428,300	449,400
57	293,100	302,400	317,200	358,100	413,400	428,900	449,600
58	293,600	303,100	318,500	359,400	414,100	429,400	449,800
59	294,200	304,200	319,500	360,700	414,900	430,000	450,100
60	294,700	304,800	320,700	361,900	415,600	430,600	450,400
61	295,400	305,500	321,500	362,800	416,200	431,000	450,600
62	295,900	306,300	322,800	364,200	416,900	431,400	450,900
63	296,500	307,400	323,900	365,700	417,600	432,000	451,200
64	297,000	308,300	325,000	367,200	418,300	432,500	451,500
65	297,600	309,000	326,100	368,600	418,600	433,000	451,800
66	298,100	310,100	327,200	370,100	419,300	433,500	452,100
67	298,700	310,700	328,600	371,600	420,000	434,000	452,400
68	299,200	311,800	329,700	373,000	420,500	434,400	452,700
69	299,700	312,500	330,700	374,300	420,800	434,700	452,900
70	300,200	313,600	331,900	375,800	421,300	435,000	453,200
71	300,700	314,400	333,100	377,100	421,800	435,300	453,500
72	301,200	315,500	334,300	378,600	422,300	435,600	453,700
73	301,700	316,100	335,400	379,600	422,800	435,900	453,900
74	302,300	317,200	336,700	380,900	423,200	436,200	454,200
75	302,900	318,100	338,100	382,200	423,700	436,500	454,500
76	303,400	318,800	339,400	383,400	424,300	436,700	454,800

77	303,900	319,600	340,500	384,900	424,600	436,900	455,000
78	304,500	320,500	341,900	386,100	425,200	437,300	455,400
79	305,100	321,700	343,300	387,300	425,800	437,600	455,700
80	305,700	322,700	344,800	388,400	426,300	437,800	456,000
81	306,400	323,500	346,100	389,400	426,500	438,000	456,200
82	307,100	324,600	347,700	390,600	427,000	438,300	456,500
83	307,800	325,700	349,300	391,800	427,500	438,600	456,800
84	308,400	326,700	350,800	393,100	428,000	438,800	457,100
85	309,000	327,800	352,300	394,100	428,300	439,000	457,800
86	309,700	328,900	353,900	394,700	428,800	439,300	
87	310,400	330,100	355,400	395,300	429,100	439,600	
88	311,000	331,100	356,800	395,800	429,400	439,800	
89	311,800	331,800	358,000	396,400	429,700	440,000	
90	312,600	333,100	359,400	397,000	430,200	440,300	
91	313,400	334,400	360,600	397,600	430,600	440,600	
92	314,100	335,600	362,000	398,200	431,000	440,900	
93	314,600	336,800	363,300	398,600	431,300	441,100	
94	315,500	338,200	364,800	399,200	431,700	441,400	
95	316,400	339,400	366,300	399,600	432,100	441,700	
96	317,200	340,700	367,700	400,100	432,500	441,900	
97	318,100	341,800	369,200	400,400	432,800	442,100	
98	319,100	343,200	370,400	401,000	433,200	442,400	
99	320,000	344,400	371,600	401,500	433,600	442,700	
100	320,900	345,700	372,800	402,100	434,000	442,900	
101	321,800	347,000	373,800	402,300	434,400	443,100	
102	322,800	348,100	375,000	402,800	434,800		
103	323,800	349,200	376,200	403,200	435,200		
104	324,700	350,300	377,300	403,700	435,500		

105	325,600	351,400	378,500	404,000	435,900
106	326,200	352,500	379,100	404,500	
107	326,800	353,600	379,700	405,000	
108	327,400	354,600	380,300	405,300	
109	327,900	355,600	380,900	405,600	
110	328,400	356,600	381,400	406,100	
111	328,800	357,600	381,800	406,600	
112	329,300	358,600	382,300	407,100	
113	330,200	359,400	382,600	407,400	
114	330,900	360,400	383,000	407,900	
115	331,600	361,400	383,500	408,400	
116	332,200	362,400	384,100	408,900	
117	332,800	363,500	384,400	409,200	
118	333,500	363,900	384,900	409,700	
119	334,200	364,500	385,500	410,200	
120	335,000	365,100	386,000	410,700	
121	335,600	365,600	386,200	411,200	
122	335,900	366,100	386,700	411,600	
123	336,400	366,500	387,200	412,100	
124	336,900	367,000	387,700	412,600	
125	337,200	367,300	388,200	413,100	
126		367,800	388,700	413,500	
127		368,200	389,200	414,000	
128		368,700	389,700	414,500	
129		369,100	390,000	415,000	
130			390,500		
131			391,000		
132			391,500		

	133			391,700				
	134			392,200				
	135			392,700				
	136			393,200				
	137			393,500				
	138			394,000				
	139			394,500				
	140			395,000				
	141			395,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		251,700	263,700	268,200	301,200	318,000	332,500	357,100

第2条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理者が規則で定める職員にあつては、規則で定める号給）とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 次の各号に掲げる職員に関する第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であつて管理者の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、管理者が規則で定める基準に従い決定する	5 55歳（管理者が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であつて管理者の定めるものに限り行

ものとする。

(1) 55歳（管理者が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員（以下「行8級職員」という。）

6～11（略）

（扶養手当）

第11条（略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5)（略）

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行8級職員にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～11（略）

（扶養手当）

第11条（略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6)（略）

3 扶養手当の月額を、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 削除

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(公舎その他管理者が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の2 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認めら

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他管理者が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の2 (略)

2 (略)

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が規則で定める職

れるものとして管理者が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する管理者が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で管理者が規則で定める額とする。

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条(第11項を除く。)及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する管理者が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で管理者が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条(第11項を除く。)、第11条、第12条、第15条の2及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従つて定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の130）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(給料の特別調整額等の支給方法)

第28条 給料の特別調整額、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、管理者が定める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(給料の特別調整額等の支給方法)

第28条 給料の特別調整額、扶養手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300	418,100	469,400
	2	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000	420,100	474,900
	3	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700	422,000	480,000
	4	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500	423,900	485,000
	5	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300	425,700	489,000
	6	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100	427,500	492,500
	7	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800	429,400	495,500
	8	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500	431,200	498,000
	9	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800	433,100	500,000
	10	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500	434,600	
	11	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000	436,000	
	12	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600	437,500	
	13	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500	439,100	

14	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500	440,400
15	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400	441,700
16	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300	442,900
17	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000	444,000
18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	445,300
19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	446,700
20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	448,000
21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	449,200
22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	450,000
23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	450,800
24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	451,600
25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	452,200
26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	452,800
27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	453,400
28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	454,100
29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	454,800
30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	455,600
31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	456,100
32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	456,800
33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	457,300
34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	457,700
35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	458,100
36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	458,500
37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	459,000
38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	459,400
39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	459,700
40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	460,000
41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100	460,300

42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300	460,700
43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600	461,000
44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900	461,200
45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100	461,500
46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500	
47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800	
48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000	
49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200	
50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400	
51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700	
52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000	
53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200	
54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500	
55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700	
56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000	
57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300	
58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600	
59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900	
60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100	
61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300	
62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500	
63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800	
64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000	
65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200	
66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700	
67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200	
68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700	
69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100	

70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400
71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000
72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700
73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200
74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500
75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100
76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800
77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200
78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100	
79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800	
80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500	
81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900	
82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400	
83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800	
84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400	
85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,500	
87	262,100	304,700	354,700	395,900	411,200	
88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,900	
89	262,700	305,200	355,300	396,600	412,400	
90	263,000	305,500	355,700	397,100	413,000	
91	263,300	305,800	356,000	397,500	413,700	
92	263,600	306,100	356,400	397,900	414,400	
93	263,900	306,300	356,700	398,200	414,900	
94		306,600	357,000			
95		307,000	357,300			
96		307,400	357,700			
97		307,600	358,100			

98	307,900	358,500				
99	308,200	358,900				
100	308,600	359,200				
101	308,800	359,700				
102	309,100	360,100				
103	309,500	360,500				
104	309,800	360,900				
105	310,000	361,300				
106	310,300	361,600				
107	310,700	362,000				
108	311,000	362,300				
109	311,200	362,800				
110	311,600					
111	312,000					
112	312,300					
113	312,500					
114	312,900					
115	313,100					
116	313,500					
117	313,700					
118	313,900					
119	314,200					
120	314,400					
121	314,700					
122	315,000					
123	315,300					
124	315,600					
125	315,900					

定年前再任		基準給料月額							
用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円
務職員		196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100	405,600

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	215,300	236,700	259,800	299,500	338,600	361,000	392,900
務職員以外	2	217,700	238,900	261,800	300,500	340,100	362,700	394,600
の職員	3	220,100	241,000	264,100	301,700	341,700	364,600	396,400
	4	222,500	243,200	266,300	302,700	343,400	366,300	398,300
	5	224,800	245,200	268,200	303,600	344,700	367,900	399,900
	6	227,000	247,300	269,500	304,400	346,300	369,600	401,600
	7	229,400	249,200	270,800	305,100	347,800	371,100	403,400
	8	231,600	251,000	272,100	306,100	349,300	372,900	405,100
	9	233,900	253,000	273,400	307,100	350,800	374,600	406,700
	10	236,000	254,800	274,700	307,800	352,400	376,300	408,100
	11	238,300	256,500	275,900	308,500	354,100	377,900	409,700
	12	240,300	258,100	277,200	309,100	355,700	379,600	411,400
	13	242,300	259,900	278,500	309,900	357,300	381,400	413,200
	14	244,300	261,700	279,700	310,700	359,000	383,000	415,100
	15	246,300	262,900	280,900	311,400	360,500	384,700	417,100
	16	247,900	264,400	282,400	312,200	362,200	386,400	419,000
	17	249,600	265,700	283,600	312,700	363,600	388,000	421,000
	18	251,300	267,000	285,000	313,800	365,200	389,700	422,600
	19	253,000	268,100	286,200	314,800	367,000	391,400	424,200

20	254,500	269,300	287,300	315,700	368,700	393,100	426,000
21	256,700	270,600	288,500	316,500	370,200	394,700	427,700
22	258,300	271,800	289,300	318,100	371,800	396,300	429,200
23	259,600	273,000	290,300	319,600	373,500	398,000	430,700
24	261,300	274,300	290,900	321,500	375,100	399,800	432,200
25	262,600	275,300	291,500	323,000	376,800	401,600	433,400
26	264,300	276,700	292,400	324,500	378,600	403,600	434,900
27	265,500	278,000	293,000	325,900	380,400	405,600	436,400
28	266,700	279,400	293,500	327,100	382,000	407,700	437,900
29	267,900	280,600	294,300	328,100	383,500	409,400	439,400
30	269,200	281,900	294,800	329,300	385,100	410,900	440,700
31	270,500	283,100	295,400	330,500	386,800	412,300	441,900
32	271,800	284,300	296,000	331,800	388,500	413,700	443,200
33	273,100	285,500	296,700	332,700	390,500	414,700	444,000
34	274,600	286,100	297,200	334,100	392,500	416,000	444,800
35	275,900	286,900	297,500	335,300	394,500	417,000	445,600
36	277,300	287,600	298,100	336,700	396,600	418,000	446,300
37	278,300	288,300	298,800	338,000	398,300	418,800	447,000
38	279,600	289,000	299,600	339,200	400,100	420,000	447,500
39	281,000	289,700	300,100	340,400	401,600	421,200	447,900
40	282,100	290,700	300,600	341,600	403,200	422,400	448,200
41	282,700	291,700	301,200	342,800	404,600	423,500	448,400
42	283,600	292,200	302,300	344,100	405,300	424,300	448,800
43	284,500	293,000	303,500	345,200	406,300	425,100	449,100
44	285,400	294,000	304,400	346,500	407,500	425,800	449,400
45	286,000	294,600	305,000	347,700	408,600	426,200	449,600
46	286,600	295,200	305,900	349,000	409,700	426,900	449,800
47	287,200	295,700	306,900	350,400	410,900	427,600	450,100

48	287,800	296,300	307,800	351,600	412,100	428,300	450,400
49	288,300	296,900	308,400	352,800	413,400	428,900	450,600
50	288,900	297,800	309,400	354,300	414,100	429,400	450,900
51	289,500	298,300	310,700	355,600	414,900	430,000	451,200
52	290,100	298,800	312,000	356,900	415,600	430,600	451,500
53	290,600	299,300	312,700	358,100	416,200	431,000	451,800
54	291,200	300,200	313,900	359,400	416,900	431,400	452,100
55	291,800	301,100	314,900	360,700	417,600	432,000	452,400
56	292,500	301,800	316,200	361,900	418,300	432,500	452,700
57	293,100	302,400	317,200	362,800	418,600	433,000	452,900
58	293,600	303,100	318,500	364,200	419,300	433,500	453,200
59	294,200	304,200	319,500	365,700	420,000	434,000	453,500
60	294,700	304,800	320,700	367,200	420,500	434,400	453,700
61	295,400	305,500	321,500	368,600	420,800	434,700	453,900
62	295,900	306,300	322,800	370,100	421,300	435,000	454,200
63	296,500	307,400	323,900	371,600	421,800	435,300	454,500
64	297,000	308,300	325,000	373,000	422,300	435,600	454,800
65	297,600	309,000	326,100	374,300	422,800	435,900	455,000
66	298,100	310,100	327,200	375,800	423,200	436,200	455,400
67	298,700	310,700	328,600	377,100	423,700	436,500	455,700
68	299,200	311,800	329,700	378,600	424,300	436,700	456,000
69	299,700	312,500	330,700	379,600	424,600	436,900	456,200
70	300,200	313,600	331,900	380,900	425,200	437,300	456,500
71	300,700	314,400	333,100	382,200	425,800	437,600	456,800
72	301,200	315,500	334,300	383,400	426,300	437,800	457,100
73	301,700	316,100	335,400	384,900	426,500	438,000	457,800
74	302,300	317,200	336,700	386,100	427,000	438,300	
75	302,900	318,100	338,100	387,300	427,500	438,600	

76	303,400	318,800	339,400	388,400	428,000	438,800
77	303,900	319,600	340,500	389,400	428,300	439,000
78	304,500	320,500	341,900	390,600	428,800	439,300
79	305,100	321,700	343,300	391,800	429,100	439,600
80	305,700	322,700	344,800	393,100	429,400	439,800
81	306,400	323,500	346,100	394,100	429,700	440,000
82	307,100	324,600	347,700	394,700	430,200	440,300
83	307,800	325,700	349,300	395,300	430,600	440,600
84	308,400	326,700	350,800	395,800	431,000	440,900
85	309,000	327,800	352,300	396,400	431,300	441,100
86	309,700	328,900	353,900	397,000	431,700	441,400
87	310,400	330,100	355,400	397,600	432,100	441,700
88	311,000	331,100	356,800	398,200	432,500	441,900
89	311,800	331,800	358,000	398,600	432,800	442,100
90	312,600	333,100	359,400	399,200	433,200	442,400
91	313,400	334,400	360,600	399,600	433,600	442,700
92	314,100	335,600	362,000	400,100	434,000	442,900
93	314,600	336,800	363,300	400,400	434,400	443,100
94	315,500	338,200	364,800	401,000	434,800	
95	316,400	339,400	366,300	401,500	435,200	
96	317,200	340,700	367,700	402,100	435,500	
97	318,100	341,800	369,200	402,300	435,900	
98	319,100	343,200	370,400	402,800		
99	320,000	344,400	371,600	403,200		
100	320,900	345,700	372,800	403,700		
101	321,800	347,000	373,800	404,000		
102	322,800	348,100	375,000	404,500		
103	323,800	349,200	376,200	405,000		

104	324, 700	350, 300	377, 300	405, 300
105	325, 600	351, 400	378, 500	405, 600
106	326, 200	352, 500	379, 100	406, 100
107	326, 800	353, 600	379, 700	406, 600
108	327, 400	354, 600	380, 300	407, 100
109	327, 900	355, 600	380, 900	407, 400
110	328, 400	356, 600	381, 400	407, 900
111	328, 800	357, 600	381, 800	408, 400
112	329, 300	358, 600	382, 300	408, 900
113	330, 200	359, 400	382, 600	409, 200
114	330, 900	360, 400	383, 000	409, 700
115	331, 600	361, 400	383, 500	410, 200
116	332, 200	362, 400	384, 100	410, 700
117	332, 800	363, 500	384, 400	411, 200
118	333, 500	363, 900	384, 900	411, 600
119	334, 200	364, 500	385, 500	412, 100
120	335, 000	365, 100	386, 000	412, 600
121	335, 600	365, 600	386, 200	413, 100
122	335, 900	366, 100	386, 700	413, 500
123	336, 400	366, 500	387, 200	414, 000
124	336, 900	367, 000	387, 700	414, 500
125	337, 200	367, 300	388, 200	415, 000
126		367, 800	388, 700	
127		368, 200	389, 200	
128		368, 700	389, 700	
129		369, 100	390, 000	
130			390, 500	
131			391, 000	

	132			391,500				
	133			391,700				
	134			392,200				
	135			392,700				
	136			393,200				
	137			393,500				
	138			394,000				
	139			394,500				
	140			395,000				
	141			395,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		251,700	263,700	268,200	301,200	318,000	332,500	357,100

(郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年郡山地方広域消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置) 1～4 (略) 5 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当</p>	<p>附 則 (経過措置) 1～4 (略) 5 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項</p>

該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第11項を除く。）及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12・13 (略)

の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第11項を除く。）、第11条、第12条、第15条の2及び第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12・13 (略)

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年郡山地方広域消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （令和3年改正法に伴う郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>29 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）<u>、</u>第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合</p>	<p>附 則 （令和3年改正法に伴う郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>29 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）<u>、</u>第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び附則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（号給の切替え）
- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「第2条改正後給与条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、
同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（ただし行8級職員に対しては支給しない。）とする」とする。
（単身赴任手当に関する経過措置）
- 7 第2条改正後給与条例第14条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置)

8 切替日以後に新たに郡山地方広域消防組合職員の定年等に関する条例(昭和59年郡山地方広域消防組合条例第2号)第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年郡山地方広域消防組合条例第7号)附則第5項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第15条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する官署の移転があった再任用職員について適用する。

(その他の経過措置への規則への委任)

9 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第4項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1

17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5

44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		

71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			

98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1

9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23

36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50

63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	

90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			

117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			

(提 案 要 旨)

一般職の職員の給料表、期末手当、勤勉手当、及び扶養手当等を改定するほか、所要の改正を行う。

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
 管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年郡山地方広域消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	186,700	234,000
2	187,800	235,500
3	189,000	237,000
4	190,100	238,400
5	191,300	239,900
6	193,100	241,400
7	194,700	242,900
8	196,300	244,400
9	198,000	245,800
10	200,100	247,200
11	201,700	248,600
12	203,300	250,000
13	204,800	251,200
14	206,400	252,400

15		207, 900	253, 600
16		209, 500	254, 800
17		210, 900	255, 800
18		212, 600	256, 900
19		214, 000	258, 000
20		215, 800	259, 100
21		217, 500	260, 200
22		219, 100	261, 200
23		220, 900	262, 300
24		222, 800	263, 200
25		224, 600	264, 400
26		226, 200	265, 600
27		227, 800	266, 700
28		229, 100	267, 700
29		230, 300	268, 500
30		230, 800	269, 400
31		232, 000	270, 400
32		233, 200	271, 300
33		234, 400	272, 200
34		235, 600	273, 200
35		236, 800	274, 100
36		237, 600	274, 900
37		238, 500	275, 500
38		239, 500	276, 100
39		240, 500	276, 800
40		241, 400	277, 500
41		242, 600	278, 300
42		243, 700	279, 200

43	244,600	280,100
44	245,400	280,800
45	246,100	281,400
46	246,700	282,200
47	247,300	283,100
48	248,100	283,800
49	249,000	284,500
50	249,500	285,400
51	250,000	286,100
52	250,500	286,900
53	251,000	287,700
54	251,500	288,400
55	252,000	289,200
56	252,400	289,800
57	252,900	290,700
58	253,400	291,400
59	253,700	292,300
60	254,000	292,700
61	254,300	293,300
62	254,600	294,000
63	254,900	294,600
64	255,200	295,500
65	255,500	296,200
66	255,800	296,700
67	256,100	297,300
68	256,400	297,700
69	256,700	298,100
70	257,000	298,600

71	257,300	299,200
72	257,600	299,900
73	257,900	300,500
74	258,200	301,000
75	258,500	301,400
76	258,800	301,700
77	259,100	301,900
78	259,400	302,300
79	259,700	302,700
80	260,000	302,900
81	260,300	303,100
82	260,600	303,400
83	260,900	303,600
84	261,200	303,800
85	261,500	304,100
86	261,800	304,400
87	262,100	304,700
88	262,400	305,000
89	262,700	305,200
90	263,000	305,500
91	263,300	305,800
92	263,600	306,100
93	263,900	306,300
94		306,600
95		307,000
96		307,400
97		307,600
98		307,900

99		308,200
100		308,600
101		308,800
102		309,100
103		309,500
104		309,800
105		310,000
106		310,300
107		310,700
108		311,000
109		311,200
110		311,600
111		312,000
112		312,300
113		312,500
114		312,900
115		313,100
116		313,500
117		313,700
118		313,900
119		314,200
120		314,400
121		314,700
122		315,000
123		315,300
124		315,600
125		315,900

備考 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に10,000円を超えな

い範囲内において規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

第2条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第25条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「報酬の額（日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第23条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第26条第3項中「給料の月額」とあるのは、「<u>報酬の額（日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第23条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第26条第3項中「<u>それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>別表第3（第14条、第18条関係）</p>	<p>別表第3（第14条、第18条関係）</p>

種類	支給範囲	支給額
(略)		
高所業務等従事職員 の特殊勤務手当	地上10メートル以上 の足場の不安定な箇 所での訓練又は作業 に従事した職員	1日につき200円
(略)		

種類	支給範囲	支給額
(略)		
高所業務等従事職員 の特殊勤務手当	地上10メートル以上 の足場の不安定な箇 所での訓練又は作業 に従事した職員	1当務につき200円
(略)		

附 則

(施行期日等)

- この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の給料表及び期末手当等を改定する。

令和7年度郡山地方広域消防組合一般会計予算

令和7年度郡山地方広域消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,116,838千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,462,877
	1 分担金	4,447,070
	2 負担金	15,807
2 使用料及び手数料		4,939
	1 手数料	4,939
3 国庫支出金		23,827
	1 国庫補助金	23,827
4 県支出金		970
	1 県補助金	970
5 財産収入		653
	1 財産運用収入	652
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		45,943
	1 基金繰入金	45,943
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		5,929
	1 組合預金利子	100
	2 雑入	5,829
9 組合債		1,561,700
	1 組合債	1,561,700
歳 入	合 計	6,116,838

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		572
	1 議会費	572
2 総務費		163,902
	1 総務管理費	163,895
	2 監査委員費	7
3 消防費		5,754,755
	1 消防費	5,754,755
4 公債費		179,609
	1 公債費	179,609
5 予備費		18,000
	1 予備費	18,000
歳 出	合 計	6,116,838

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 消防費	1 消防費	田村消防署三春分署移転整備に係る基本設計・実施設計業務	千円 37,113	7	千円 14,845
				8	22,268

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
救急支援システム借上料	令和7年度から 令和12年度まで	千円 46,640

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 1,561,700	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券 の発行価格は、管理者が定 める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間に おいて資金の融通条件並びに管 理者の定めるところにより償還 する。ただし、組合財政の都合 により繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は低利債に借換え をすることができるものとする。
合 計	1,561,700			

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	4,462,877	4,352,963	109,914
2 使用料及び手数料	4,939	5,249	△310
3 国庫支出金	23,827	29,399	△5,572
4 県支出金	970	966	4
5 財産収入	653	572	81
6 繰入金	45,943	155,477	△109,534
7 繰越金	10,000	10,000	0
8 諸収入	5,929	6,502	△573
9 組合債	1,561,700	605,000	956,700
歳入合計	6,116,838	5,166,128	950,710

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
1 議会費	572	1,771	△1,199				572
2 総務費	163,902	154,847	9,055			300	163,602
3 消防費	5,754,755	4,794,360	960,395	24,797	1,561,700	83,135	4,085,123
4 公債費	179,609	197,150	△17,541			73,595	106,014
5 予備費	18,000	18,000	0				18,000
歳 出 合 計	6,116,838	5,166,128	950,710	24,797	1,561,700	157,030	4,373,311

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費分担金	4,447,070	4,336,750	110,320	1 消防費分担金	4,447,070	組合構成市町分担金 4,361,000 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金 31,334 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金 42,261 三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金 12,475
計	4,447,070	4,336,750	110,320			

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費負担金	15,807	16,213	△ 406	1 消防費負担金	15,807	給与費負担金 15,807
計	15,807	16,213	△ 406			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防手数料	4,939	5,249	△ 310	1 消防手数料	4,939	危険物製造所等設置許可手数料 4,900

1款 分担金及び負担金

2款 使用料及び手数料

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防手数料						り災、救急搬送証明等手数料(郡山) 20 り災、救急搬送証明等手数料(田村) 6 防火管理講習修了証明等手数料 9 公文書等開示関係手数料 3 行政不服審査関係手数料 1
計	4,939	5,249	△ 310			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費国庫補助金	23,827	29,399	△ 5,572	1 消防費国庫補助金	23,827	緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 13,252 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 1,167 新しい地方経済・生活環境創生交付金 9,408
計	23,827	29,399	△ 5,572			

2款 使用料及び手数料

3款 国庫支出金

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費県補助金	970	966	4	1 消防費県補助金	970	福島県救急業務高度化推進事業補助金 970
計	970	966	4			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	352	506	△ 154	1 土地建物貸付収入	352	建物貸付収入 352
2 利子及び配当金	300	65	235	1 利子及び配当金	300	財政調整基金利子 155 退職手当基金利子 145
計	652	571	81			

(款) 5 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 物品売払収入	1	1	0	1 物品売払収入	1	物品売払収入 1

4款 県支出金

5款 財産収入

(款) 5 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	1	1	0			

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 退職手当基金繰入金	45,943	155,477	△ 109,534	1 退職手当基金繰入金	45,943	退職手当基金繰入金 45,943
計	45,943	155,477	△ 109,534			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	10,000	10,000	0	1 繰越金	10,000	前年度繰越金 10,000
計	10,000	10,000	0			

5款 財産収入

6款 繰入金

7款 繰越金

(款) 8 諸収入

(項) 1 組合預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 組合預金利子	100	100	0	1 組合預金利子	100	組合預金利子 100
計	100	100	0			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	5,829	6,402	△ 573	1 実費徴収金	1	複写経費実費収入 1
				2 雑入	5,828	高速道路救急業務支弁収入 2,194 私用電話料 4 福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成金 1,631 福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金 415 福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金 1,296 積雪観測業務受託料 15 雇用保険料個人負担分 128 私用光熱水料 65 福島県市町村職員共済組合メンタルヘルス助成金 80
計	5,829	6,402	△ 573			

8款 諸収入

(款) 9 組合債

(項) 1 組合債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 消防債	1,561,700	605,000	956,700	1 消防債	1,561,700	消防施設整備事業債	1,561,700
計	1,561,700	605,000	956,700				

9款 組合債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	572	1,771	△1,199	一般財源 572	8 旅費	512	◎議員費 572
					9 交際費	50	
					10 需用費	10	
計	572	1,771	△1,199	一般財源 572			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金費	163,895	154,840	9,055	特定財源 300	24 積立金	163,895	◎財政調整基金費 155 ◎退職手当基金費 163,740
				その他 300			
				一般財源 163,595			
				特定財源の内訳			
				(他) 財政調整基金利子 155			
				(他) 退職手当基金利子 145			
計	163,895	154,840	9,055	特定財源 300 その他 300 一般財源 163,595			

1款 議会費

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 監査委員費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	7	7	0	一般財源 7	8 旅費	7	◎監査委員費 7
計	7	7	0	一般財源 7			

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	5,253,469	4,235,736	1,017,733	特定財源 1,241,205	1 報酬	3,925	◎職員給与費 3,571,378
				国・県 11,545	2 給料	1,635,943	◎職員研修費 13,845
				組合債 1,159,000	3 職員手当等	1,326,279	◎職員福利厚生費 21,654
				その他 70,660	4 共済費	605,229	◎職員管理費 5,692
				一般財源 4,012,264	7 報償費	941	◎ほう償及び表彰費 157
					8 旅費	11,186	◎一般管理費 28,489
				特定財源の内訳	9 交際費	100	◎署所運営管理費 128,435
				(国) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 1,167	10 需用費	227,771	◎職員被服給貸与費 23,928
				(国) 新しい地方経済・生活環境創生交付金 9,408	11 役務費	45,544	◎訴訟等事務費 660
				(県) 福島県救急業務高度化推進事業補助金 970	12 委託料	1,277,643	◎地方公会計制度活用
				(組合債) 消防施設整備事業債 1,159,000	13 使用料及び	91,886	・検証事業費 220
				(他) 給与費負担金 15,807	賃借料		◎個人情報保護費 47
				(他) 危険物製造所等設置許可手数料 4,900	17 備品購入費	9,396	◎情報公開費 47

2款 総務費

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 常備消防費	(他) り災、救急搬送証明等手数料 (郡山)			20	18 負担金補助 及び交付金	15,770	◎行政不服審査費	45
	(他) り災、救急搬送証明等手数料 (田村)			6			◎広聴広報費	4,783
	(他) 防火管理講習修了証明等手数料			9	26 公課費	1,856	◎予防活動管理費	3,641
	(他) 公文書等開示関係手数料			3			◎危険物規制検査活動 管理費	613
	(他) 行政不服審査関係手数料			1			◎査察調査活動管理費	944
	(他) 建物貸付収入			352			◎火災原因調査活動管 理費	571
	(他) 退職手当基金繰入金			45,943			◎警防活動管理費	43,590
	(他) 私用電話料			4			◎救急活動管理費	27,027
	(他) 福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成 金			1,631			◎救助活動管理費	10,439
	(他) 福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金			415			◎水防活動管理費	2,485
	(他) 福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金			1,296			◎消防車両運行管理費	58,248
	(他) 雇用保険料個人負担分			128			◎通信指令活動管理費	78,502
	(他) 私用光熱水料			65	◎消防 I C T 推進管理 費	68,966		
	(他) 福島県市町村職員共済組合メンタルヘルス助成 金			80	◎消防指令センター (消 防救急デジタル無線) 更新事業費	1,159,063		

3款 消防費

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 消防施設費	501,286	558,624	△57,338	特定財源	428,427	8 旅費	6	◎消防庁舎施設建設費	20,075
				国・県	13,252	10 需用費	11,314	◎消防庁舎維持補修費	24,220
				組合債	402,700	11 役務費	55	◎消防庁舎改修費	308,153
				その他	12,475	12 委託料	22,525	◎消防車両整備事業費	148,838
				一般財源	72,859	14 工事請負費	318,603		
						17 備品購入費	148,783		
特定財源の内訳									
				(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金	13,252				
				(組合債) 消防施設整備事業債	402,700				
				(他) 三春分署庁舎移転整備事業に係る分担金	12,475				
計	5,754,755	4,794,360	960,395	特定財源	1,669,632				
				国・県	24,797				
				組合債	1,561,700				
				その他	83,135				
				一般財源	4,085,123				

3款 消防費

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 元金	171,447	193,401	△21,954	特定財源	71,523	22 償還金利子 及び割引料	171,447	◎本年度償還元金 171,447
				その他	71,523			
				一般財源	99,924			
	特定財源の内訳							
	(他) 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金				31,334			
	(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金				40,189			
2 利子	8,162	3,749	4,413	特定財源	2,072	22 償還金利子 及び割引料	8,162	◎本年度償還利子 8,162
				その他	2,072			
				一般財源	6,090			
	特定財源の内訳							
	(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金				2,072			
計	179,609	197,150	△17,541	特定財源	73,595			
				その他	73,595			
				一般財源	106,014			

4款 公債費

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	18,000	18,000	0	一般財源 18,000			
計	18,000	18,000	0	一般財源 18,000			

5款 予備費

給 与 費 明 細 書

一般職
(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(5) [2] 406	3,802	1,635,943	1,255,739	2,895,484	605,229	3,500,713	
前年度	(5) [2] 410	3,349	1,560,204	1,294,521	2,858,074	587,095	3,445,169	
比 較	(0) [0] △ 4	453	75,739	△ 38,782	37,410	18,134	55,544	

() 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	74,676	47,473	32,739	30,000	154,383	138,030	18,200
	前 年 度	68,784	49,303	31,608	30,000	149,676	126,000	16,800
	比 較	5,892	△ 1,830	1,131	0	4,707	12,030	1,400
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	本 年 度	0	75	366,360	297,446	11,400	38,518	0
	前 年 度	0	75	345,784	270,939	9,940	39,532	0
	比 較	0	0	20,576	26,507	1,460	△ 1,014	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)					
	本 年 度	496	45,943					
	前 年 度	603	155,477					
	比 較	△ 107	△ 109,534					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	75,739	給与改定に伴う増減分	65,876		
		昇給に伴う増加分	25,844		平均昇給率 1.63%
		その他の増減分	△ 15,981		
職員手当	△ 38,782	制度改正に伴う増減分	72,572	扶養手当 5,892 超過勤務手当 4,707 休日給 12,030 夜勤手当 1,400 期末手当 20,576 勤勉手当 26,507 寒冷地手当 1,460	
		その他の増減分	△ 111,354	退職手当 △ 109,534 その他 △ 1,820	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消防職
令和7年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	310,826
	平均給与月額 (円)	417,587
	平均年齢 (歳)	38.40
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	310,021
	平均給与月額 (円)	414,074
	平均年齢 (歳)	37.98

イ 初任給

区 分	消防職	国 の 制 度
	(円)	公安職 (円)
高校卒	191,700	211,600

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職				
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)		
令和7年 1月1日現在	1級	()	()	1級	()	90	()	22.1
	2級	()	()	2級	(5)	122	(100.0)	29.9
	3級	()	()	3級	()	99	()	24.3
	4級	()	()	4級	()	46	()	11.3
	5級	()	()	5級	()	25	()	6.1
	6級	()	()	6級	()	23	()	5.6
	7級	()	()	7級	()	3	()	0.7
	8級	()	1	()				100.0
	計	()	1	()	計	(5)	408	(100.0)
令和6年 1月1日現在	1級	()	()	1級	()	97	()	23.7
	2級	()	()	2級	(7)	121	(100.0)	29.5
	3級	()	()	3級	()	99	()	24.1
	4級	()	()	4級	()	40	()	9.8
	5級	()	()	5級	()	27	()	6.6
	6級	()	()	6級	()	19	()	4.6
	7級	()	()	7級	()	7	()	1.7
	8級	()	1	()				100.0
	計	()	1	()	計	(7)	410	(100.0)

() 内は、再任用短時間勤務職員 (外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	消防職 1 級	消防職 2 級	消防職 3 級	消防職 4 級	消防職 5 級	消防職 6 級	消防職 7 級	行政職 8 級
職務内容	消 防 士	副 主 査	主 査	係 長	課長補佐	課 長	消防次長	消 防 長
		消防副士長		副 分 署 長	主任主査	副 署 長	参 事	参 与
				副分遣所長	分 署 長	基幹分署長	署 長	
				副救急所長	分遣所長	主 幹		
				主 任	救急所長	当 直 長		
				副当直長				

工 昇給

区 分		合 計	消防職員	
本 年 度	職員数 (A) (人)	406	406	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	366	366	
	号給数別内訳	3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	304	304
		8号給 (人)	59	59
		12号給 (人)	2	2
比 率 (B) / (A) (%)	90.1	90.1		
前 年 度	職員数 (A) (人)	410	410	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	368	368	
	号給数別内訳	3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	335	335
		8号給 (人)	31	31
		12号給 (人)	1	1
比 率 (B) / (A) (%)	89.8	89.8		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.200)	(1.200)	(2.4)	有	
	2.300	2.300	4.60		
前年度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国の制度	(1.200)	(1.200)	(2.4)	有	
	2.300	2.300	4.60		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	1.83	1.83
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	100.00	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称	火災防ぎょ等従事手当 救急業務従事手当 隔日勤務従事手当	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容	
		本組合	国
扶養手当	同		
住居手当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通勤手当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし51,000円を超える場合は51,000円にその超える額の1/2の額を加算した額 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ~ 40,700円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ~ 31,600円

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	組 合 債	そ の 他							
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 ZEB化改修 業務	6	324,400		289,100		35,300		324,400		324,400		51.3
			7	308,153		274,600		33,553			308,153	308,153		48.7
			計	632,553		563,700		68,853		324,400	308,153	632,553		100.0
		消防指令セン ター（消防救 急デジタル無 線）部分更新 事業	6	218,889		164,100		54,789		218,889		218,889		16.4
			7	1,115,521		1,115,500		21		1,115,521	1,115,521	1,115,521		83.6
			計	1,334,410		1,279,600		54,810		218,889	1,115,521	1,334,410		100.0
		田村消防署三 春分署移転整 備に係る基本 設計・実施設 計業務	7	14,845		3,700	11,145				14,845	14,845		40.0
			8	22,268		16,700	5,568						22,268	60.0
			計	37,113		20,400	16,713				14,845	14,845	22,268	100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
救急支援システム借上料	46,640			令和7年度 令和12年度	46,640				46,640

2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	9,570	令和6年度		令和7年度	9,570				9,570
仮眠用寝具賃借料	4,950	令和6年度		令和7年度	4,950				4,950
自家用電気工作物保安管理 業務委託料	2,200	令和6年度		令和7年度	2,200				2,200
消防本部庁舎エレベーター 保守管理業務委託料	1,760	令和6年度		令和7年度	1,760				1,760
例規データベースシステム 賃借料	9,504	令和4年度 令和6年度	1,854	令和7年度 令和9年度	7,650				7,650
消防本部庁舎LED照明器 具賃借料	12,903	令和4年度 令和6年度	6,165	令和7年度 令和9年度	6,738				6,738
公用車賃借料 (令和5年度分)	2,970	令和5年度 令和6年度	434	令和7年度 令和10年度	2,536				2,536
公用車賃借料 (令和6年度分)	3,816	令和6年度		令和7年度 令和11年度	2,910				2,910
消防指令センター設備及び 消防救急デジタル無線シス テム保守管理業務委託料	54,512	令和6年度		令和7年度	54,512				54,512
Live119システム使用料	660	令和6年度		令和7年度 令和11年度	660				660

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
119番通報に係る多言語通訳 業務委託料	130	令和6年度		令和7年度	130				130
Net119緊急通報システム使 用料	8,580	令和6年度		令和7年度 令和11年度	8,580				8,580
消防クラウドHUBシステム使 用料	1,218	令和6年度		令和7年度	1,218				1,218

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	9,570	令和6年度		令和7年度	9,570				9,570
仮眠用寝具賃借料	4,950	令和6年度		令和7年度	4,950				4,950
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,200	令和6年度		令和7年度	2,200				2,200
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	1,760	令和6年度		令和7年度	1,760				1,760
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	54,512	令和6年度		令和7年度	54,512				54,512
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	130	令和6年度		令和7年度	130				130
消防クラウドHUBシステム使用料	1,218	令和6年度		令和7年度	1,218				1,218

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	1,197,612	1,611,011	1,561,700	171,447	3,001,264
(1) 消防	1,197,612	1,611,011	1,561,700	171,447	3,001,264
合計	1,197,612	1,611,011	1,561,700	171,447	3,001,264

(予 算 資 料)

1 令和7年度一般会計歳出予算前年度対比表

(単位 千円、%)

会 計 名	本年度予算額	前年度当初予算額	対前年度比率	比較増減額	前年度現計予算額	比較増減額
一 般 会 計	6,116,838	5,166,128	118.4	950,710	5,365,332	751,506
合 計	6,116,838	5,166,128	118.4	950,710	5,365,332	751,506

2 一般会計歳入歳出予算前年度対比表

(歳入)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 分担金及び負担金	4,462,877	73.0	4,352,963	84.3	4,354,068	81.2	109,914	102.5	108,809	102.5
2 使用料及び手数料	4,939	0.1	5,249	0.1	5,249	0.1	△ 310	94.1	△ 310	94.1
3 国庫支出金	23,827	0.4	29,399	0.6	21,974	0.4	△ 5,572	81.0	1,853	108.4
4 県支出金	970	0.0	966	0.0	966	0.0	4	100.4	4	100.4
5 財産収入	653	0.0	572	0.0	784	0.0	81	114.2	△ 131	83.3
6 繰入金	45,943	0.7	155,477	3.0	277,657	5.2	△ 109,534	29.5	△ 231,714	16.5
7 繰越金	10,000	0.2	10,000	0.2	91,986	1.7	0	100.0	△ 81,986	10.9
8 諸収入	5,929	0.1	6,502	0.1	5,848	0.1	△ 573	91.2	81	101.4
9 組合債	1,561,700	25.5	605,000	11.7	606,800	11.3	956,700	258.1	954,900	257.4
歳 入 合 計	6,116,838	100.0	5,166,128	100.0	5,365,332	100.0	950,710	118.4	751,506	114.0

(歳出)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 議会費	572	0.0	1,771	0.0	933	0.0	△ 1,199	32.3	△ 361	61.3
2 総務費	163,902	2.7	154,847	3.0	236,507	4.4	9,055	105.8	△ 72,605	69.3
3 消防費	5,754,755	94.1	4,794,360	92.8	4,912,821	91.6	960,395	120.0	841,934	117.1
4 公債費	179,609	2.9	197,150	3.8	197,071	3.7	△ 17,541	91.1	△ 17,462	91.1
5 予備費	18,000	0.3	18,000	0.4	18,000	0.3	0	100.0	0	100.0
歳 出 合 計	6,116,838	100.0	5,166,128	100.0	5,365,332	100.0	950,710	118.4	751,506	114.0

3 一般会計歳出予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 報酬			3,925			3,925	3,472
2 給料			1,635,943			1,635,943	1,560,204
3 職員手当等			1,326,279			1,326,279	1,352,946
4 共済費			605,229			605,229	587,095
7 報償費			941			941	988
8 旅費	512	7	11,192			11,711	12,904
9 交際費	50		100			150	150
10 需用費	10		239,085			239,095	222,239
11 役務費			45,599			45,599	43,962
12 委託料			1,300,168			1,300,168	370,471
13 使用料及び賃借料			91,886			91,886	59,828
14 工事請負費			318,603			318,603	331,930
17 備品購入費			158,179			158,179	233,139
18 負担金補助及び交付金			15,770			15,770	14,789
22 償還金利子及び割引料				179,609		179,609	197,150
24 積立金		163,895				163,895	154,840
26 公課費			1,856			1,856	2,021
予備費					18,000	18,000	18,000
歳出合計	572	163,902	5,754,755	179,609	18,000	6,116,838	5,166,128

4 一般会計歳出予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 人件費			3,502,686			3,502,686	3,447,089
うち職員給			2,845,739			2,845,739	2,699,248
2 扶助費			70,540			70,540	58,425
3 公債費				179,609		179,609	197,150
4 物件費	572	7	1,660,575			1,661,154	689,540
5 維持補修費			24,220			24,220	17,911
6 補助費等			19,668			19,668	18,892
7 積立金		163,895				163,895	154,840
8 普通建設事業費			477,066			477,066	564,281
(1) 補助事業費			30,511			30,511	60,535
(2) 単独事業費			446,555			446,555	503,746
9 予備費					18,000	18,000	18,000
歳出合計	572	163,902	5,754,755	179,609	18,000	6,116,838	5,166,128

5 一般会計組合償還額調

(単位 千円)

会 計 名	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	備 考
		元 利 償 還 金			起 債 見 込 額		
		元 金	利 子	計			
一 般 会 計	1,611,011	171,447	8,162	179,609	1,561,700	3,001,264	
合 計	1,611,011	171,447	8,162	179,609	1,561,700	3,001,264	

6 令和7年度起債充当事業一覧表

(単位 千円)

会 計 名	事 業 名	事 業 費	左 の 財 源 内 訳				備 考
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他		
一 般 会 計	消 防 施 設 整 備 事 業	1,636,032	13,252	1,561,700	12,475	48,605	
	合 計	1,636,032	13,252	1,561,700	12,475	48,605	

7 借入先別組合債現在高調（令和7年度末現在高見込額）

（単位 千円）

借入先名 会計名	財 務 省	郵便貯金・ 簡易生命保 険管理機構	地方公共団 体金融機構	共済組合等	市中銀行等	計	備 考
一 般 会 計	27,452	0	0	2,395,149	578,663	3,001,264	
合 計	27,452	0	0	2,395,149	578,663	3,001,264	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
 管理者 品川 萬里

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (郡山地方広域消防組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 郡山地方広域消防組合職員の分限に関する条例(昭和48年郡山地方広域消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が緊急出動途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。 2 (略)	(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>禁この刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が緊急出動途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。 2 (略)

(郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例(昭和48年郡山地方広域消防組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(期末手当) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(郡山地方広域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 郡山地方広域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年郡山地方広域消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3～6 (略)

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3～6 (略)

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(郡山地方広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 郡山地方広域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年郡山地方広域消防組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する

目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、当該刑は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
(人の資格等に関する経過措置)
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項及び次項において「禁錮」という。）のうち無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は禁錮のうち刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、この条例による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(提 案 要 旨)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山地方広域消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

(郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年郡山地方広域消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略)</p>

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）が小学校就学の始期に達するまでの間にある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）が小学校就学の始期に達するまでの間にある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、管理者が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時ま

置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により管理者が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度

での間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月4日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
(略)			(略)		
高所業務等従事職員の特殊勤務手当	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での訓練又は作業に従事した職員	1日につき200円を超えない範囲内において管理者が定める額	高所業務等従事職員の特殊勤務手当	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での訓練又は作業に従事した職員	1当務につき200円を超えない範囲内において管理者が定める額
潜水業務等従事職員の特殊勤務手当	潜水器具を着用して作業又は訓練に従事した職員	1日につき200円を超えない範囲内において管理者が定める額	潜水業務等従事職員の特殊勤務手当	潜水器具を着用して作業又は訓練に従事した職員	1当務につき200円を超えない範囲内において管理者が定める額
(略)			(略)		
原子力災害対応作業手当	1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業に従事した職員	1日につき40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額	原子力災害対応作業手当	1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業に従事した職員	1日につき40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
	2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の	1日につき6,600円を超えない範囲内において管理者が定める額		2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の	1日につき6,600円を超えない範囲内において管理者が定める額

	規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）に従事した職員	
3	本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）に従事した職員	1日につき3,300円を超えない範囲内において管理者が定める額
4	本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた	1日につき6,600円を超えない範囲内において管理者が定める額

	規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）に従事した職員	
3	本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）に従事した職員	1日につき3,300円を超えない範囲内において管理者が定める額
4	本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた	1日につき6,600円を超えない範囲内において管理者が定める額

	区域において行うものを除く。)に従事した職員		区域において行うものを除く。)に従事した職員	
	5 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）に従事した職員	1日につき5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額	5 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）に従事した職員	1日につき5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
災害派遣 手当	緊急消防援助隊又は福島県広域消防相互応援協定に基づく応援隊として派遣され、業務に従事した職員	1日につき2,160円を超えない範囲内において管理者が定める額		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

特殊勤務手当の種類、支給範囲及び支給額について所要の改正を行う。